

条 例 制 定 改 廃 調 書  
条例改正に伴う新旧対照表

令和6年

奈良市議会9月定例会

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例													
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 職務の級が10級に区分されている現行の給料表について、次のように改正する。(別表第1関係)</p> <p style="margin-left: 20px;">10級 → 削除 9級 → 8級 8級 → 7級 7級 → 6級 6級 → 削除</p> <p>2. 等級別の職務基準を次のように改める。(別表第2関係)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">10級 相当高度な又は特に困難な業務を担う部長の職務</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→</td> <td style="padding: 5px;">8級 部長又は理事の職務</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">9級 部長又は理事の職務</td> <td style="padding: 5px;">7級 部次長又は参事の職務</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">8級 部次長又は参事の職務</td> <td style="padding: 5px;">6級 課長又は主幹の職務</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7級 相当の経験を有する課長又は主幹の職務</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6級 課長又は主幹の職務</td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正(附則第7項関係) 退職手当の調整額の算定区分を改める。</p>	10級 相当高度な又は特に困難な業務を担う部長の職務	→	8級 部長又は理事の職務	9級 部長又は理事の職務	7級 部次長又は参事の職務	8級 部次長又は参事の職務	6級 課長又は主幹の職務	7級 相当の経験を有する課長又は主幹の職務		6級 課長又は主幹の職務	
10級 相当高度な又は特に困難な業務を担う部長の職務	→	8級 部長又は理事の職務												
9級 部長又は理事の職務		7級 部次長又は参事の職務												
8級 部次長又は参事の職務		6級 課長又は主幹の職務												
7級 相当の経験を有する課長又は主幹の職務														
6級 課長又は主幹の職務														
3 制定改廃の理由	<p>・現行の一般職の職員の給与制度において、課長級及び部長級の職務の級が、職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて複数の級に分類され不明確となっていることから、これを解消するため。</p>													
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課											

## 奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(初任給、昇格及び昇給の基準)	(初任給、昇格及び昇給の基準)
第7条 略	第7条 略
2・3 略	2・3 略
4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が <u>7級</u> 以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとし、育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。	4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が <u>6級</u> 以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとし、育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。
5～9 略	5～9 略
(扶養手当の受給者)	(扶養手当の受給者)
第12条 扶養手当は、扶養親族を有する職員に対しこれを支給する。ただし、次条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が <u>9級以上</u> であるもの(以下「 <u>給料表9級以上職員</u> 」という。)に対しては、支給しない。	第12条 扶養手当は、扶養親族を有する職員に対しこれを支給する。ただし、次条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が <u>8級</u> であるもの(以下「 <u>給料表8級職員</u> 」という。)に対しては、支給しない。
(扶養手当の月額)	(扶養手当の月額)
第13条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が <u>8級</u> であるもの(以下「 <u>給料表8級職員</u> 」という。)にあつては、3,500円)、前条第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。	第13条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が <u>7級</u> であるもの(以下「 <u>給料表7級職員</u> 」という。)にあつては、3,500円)、前条第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
2 略	2 略
(扶養手当の申請)	(扶養手当の申請)
第14条 新たに職員となつた者に扶養親族( <u>給料表9級以上職員</u> )にあつては、	第14条 新たに職員となつた者に扶養親族( <u>給料表8級職員</u> )にあつては、

現行	改正案
<p>扶養親族たる子に限る。)がある場合、<u>給料表9級以上職員</u>から<u>給料表9級以上職員</u>以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合 (<u>給料表9級以上職員</u>に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合 (扶養親族たる子又は第12条の2第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び<u>給料表9級以上職員</u>に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>(扶養手当の支給区分)</p>	<p>扶養親族たる子に限る。)がある場合、<u>給料表8級職員</u>から<u>給料表8級職員</u>以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合 (<u>給料表8級職員</u>に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合 (扶養親族たる子又は第12条の2第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び<u>給料表8級職員</u>に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>(扶養手当の支給区分)</p>
<p>第15条 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族 (<u>給料表9級以上職員</u>にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはそのものが職員となつた日、<u>給料表9級以上職員</u>から<u>給料表9級以上職員</u>以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が<u>給料表9級以上職員</u>以外の職員となつた日、職員に扶養親族 (<u>給料表9級以上職員</u>にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、<u>給料表9級以上職員</u>以外の職員から<u>給料表9級以上職員</u>となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定に</p>	<p>第15条 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族 (<u>給料表8級職員</u>にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはそのものが職員となつた日、<u>給料表8級職員</u>から<u>給料表8級職員</u>以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が<u>給料表8級職員</u>以外の職員となつた日、職員に扶養親族 (<u>給料表8級職員</u>にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、<u>給料表8級職員</u>以外の職員から<u>給料表8級職員</u>となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定に</p>

現行	改正案
<p>よる届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で前条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがある給料表9級以上職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある給料表8級職員が給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外の職員となつた場合</p> <p>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員</p>	<p>よる届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表8級職員となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（給料表8級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（給料表8級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で前条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがある給料表8級職員が給料表8級職員以外の職員となつた場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある給料表7級職員が給料表7級職員及び給料表8級職員以外の職員となつた場合</p> <p>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員</p>

現行

で給料表9級以上職員以外のものが給料表9級以上職員となつた場合  
 (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員で給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外のものが給料表8級職員となつた場合

(7) 略

別表第1 (第5条関係)

給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400

改正案

で給料表8級職員以外のものが給料表8級職員となつた場合  
 (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員で給料表7級職員及び給料表8級職員以外のものが給料表7級職員となつた場合

(7) 略

別表第1 (第5条関係)

給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	392,300	433,900	493,000

現行												改正案											
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100		13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200		394,600	435,600	495,700		
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500		14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200		396,900	437,400	498,000		
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800		15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100		399,100	439,300	500,300		
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900		16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000		401,400	441,200	502,600		
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200		17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900		403,200	443,000	504,600		
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200		18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900		405,100	444,800	506,000		
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100		19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800		407,000	446,600	507,500		
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000		20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700		408,800	448,300	508,900		
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900		21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400		410,600	450,100	510,100		
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500		22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400		412,400	451,600	511,500			
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000		23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400		414,200	453,000	513,000			
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500		24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300		416,000	454,500	514,500			
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600		25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700		417,600	455,900	515,600			
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700		26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600		419,100	457,200	516,700			
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900		27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500		420,600	458,500	517,900			
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100		28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400		422,100	459,700	519,100			
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100		29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000		423,600	460,700	520,100			
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000		30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900		424,900	461,400	521,000			
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900		31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700		426,200	462,200	521,900			
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800		32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500		427,400	462,900	522,800			

現行												改正案											
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600			33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	428,600	463,600	523,600			
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500			34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	429,900	464,400	524,500			
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200			35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	431,200	465,100	525,200			
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700			36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	432,400	465,700	525,700			
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400			37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	433,600	466,200	526,400			
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000			38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	434,400	466,800	527,000			
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800			39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	435,200	467,400	527,800			
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400			40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	436,000	468,000	528,400			
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900			41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	436,600	468,500	528,900			
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000				42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	437,300	469,000				
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400				43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	438,000	469,400				
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700				44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	438,700	469,700				
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000				45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	439,500	470,000				
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300					46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	440,300					
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700					47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	440,700					
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400					48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	441,400					
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900					49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	441,900					
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300					50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	442,300					
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700					51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	442,700					
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100					52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	443,100					
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500					53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	443,500					



現行										改正案													
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900					54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	443,900				
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300					55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	444,300				
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600					56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	444,600				
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900					57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	444,900				
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300					58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	445,300				
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600					59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	445,600				
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900					60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	445,900				
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200					61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	446,200				
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300						62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800					
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600						63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400					
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900						64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000					
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200						65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400					
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500						66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000					
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800						67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600					
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100						68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200						
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300						69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600						
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600						70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100						
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900						71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600						
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100						72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200						
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300						73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500						
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600						74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900						

現行								改正案							
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	<u>408,900</u>		75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	<u>409,100</u>		76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	<u>409,300</u>		77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	<u>409,600</u>		78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	<u>409,900</u>		79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	<u>410,100</u>		80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	<u>410,300</u>		81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	<u>410,600</u>		82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	<u>410,900</u>		83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	<u>411,100</u>		84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	<u>411,300</u>		85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600					94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100					95		296,200	344,100				

現行												改正案													
		96		296,600	344,500									96		296,600	344,500								
		97		296,800	344,700									97		296,800	344,700								
		98		297,100	345,100									98		297,100	345,100								
		99		297,500	345,500									99		297,500	345,500								
		100		297,900	345,800									100		297,900	345,800								
		101		298,100	346,100									101		298,100	346,100								
		102		298,400	346,500									102		298,400	346,500								
		103		298,800	346,900									103		298,800	346,900								
		104		299,100	347,300									104		299,100	347,300								
		105		299,300	347,800									105		299,300	347,800								
		106		299,600	348,200									106		299,600	348,200								
		107		300,000	348,600									107		300,000	348,600								
		108		300,300	349,000									108		300,300	349,000								
		109		300,500	349,500									109		300,500	349,500								
		110		300,900	349,900									110		300,900	349,900								
		111		301,300	350,200									111		301,300	350,200								
		112		301,600	350,500									112		301,600	350,500								
		113		301,800	351,000									113		301,800	351,000								
		114		302,000										114		302,000									
		115		302,300										115		302,300									
		116		302,700										116		302,700									

現行										
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

別表第2 (第6条関係)

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	主事の職務
3級	主務の職務
4級	係長又は主任の職務

改正案										
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700		358,000	391,200	442,400	

別表第2 (第6条関係)

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	主事の職務
3級	主務の職務
4級	係長又は主任の職務

現行		改正案	
5級	課長補佐又は主査の職務	5級	課長補佐又は主査の職務
6級	課長又は主幹の職務	6級	課長又は主幹の職務
7級	相当の経験を有する課長又は主幹の職務	7級	部次長又は参事の職務
8級	部次長又は参事の職務	8級	部長又は理事の職務
9級	部長又は理事の職務		
10級	相当高度な又は特に困難な業務を担う部長の職務		

## 奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表（附則第7項による改正）

現行	改正案
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第8条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第8条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p>

現行	改正案
(1) 第1号区分 <u>70,400円</u>	(1) 第1号区分 <u>65,000円</u>
(2) 第2号区分 <u>65,000円</u>	(2) 第2号区分 <u>59,550円</u>
(3) 第3号区分 <u>59,550円</u>	(3) 第3号区分 <u>54,150円</u>
(4) 第4号区分 <u>54,150円</u>	(4) 第4号区分 <u>32,500円</u>
(5) 第5号区分 <u>43,350円</u>	(5) 第5号区分 <u>27,100円</u>
(6) 第6号区分 <u>32,500円</u>	(6) 第6号区分 <u>21,700円</u>
(7) 第7号区分 <u>27,100円</u>	(7) 第7号区分 <u>零</u>
(8) 第8号区分 <u>21,700円</u>	(7) 第7号区分 <u>零</u>
(9) 第9号区分 <u>零</u>	2～5 略
2～5 略	2～5 略

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号）</li> <li>・地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 第5条の2第1項に規定する給料月額の特例改定以外の理由により、給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例に対する経過措置を規定する。（附則第23項関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">（現行制度）</p> <p style="padding-left: 2em;">採用から退職までの間に退職時の給料月額より高い給料月額があった際、その高い方の給料月額を退職手当の算定に使用することができる。しかし、この制度は複数回適用されることは想定されていないため、わたり解消及び定年延長制度による減額の対象である職員は、定年延長制度を選択することによって、退職手当の額が低く算定されてしまうという不利益が生じる。</p> <p style="padding-left: 2em;">（改正後の制度）</p> <p style="padding-left: 2em;">給料月額の特例改定以外の理由による給料月額の特例改定が複数回あった場合で、その複数回が、わたり解消時と定年延長制度による減額である場合に限り、その2点の高位点を算定に含めることにより、上記の不利益を解消する。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月より定年延長制度が導入されたことが影響し、上記の条例改正により実施した本市独自の給与改定（以下「わたり解消」という。）による退職手当の算定において、現行の制度では一部の職員に不利益が生じることが判明したことから、不利益を生じさせないよう措置を講じるもの。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課



## 奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1～6 略 (経過措置)</p> <p>7～16 略</p> <p>17 奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第27項の規定による職員の給料月額の変動は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> <p>18～22 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 略 (経過措置)</p> <p>7～16 略</p> <p>17 奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第27項の規定による職員の給料月額の変動(以下「給料月額7割改定」という。)は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> <p>18～22 略</p> <p>23 <u>当分の間、給料月額7割改定が行われた後に退職した者について、その者の基礎在職期間中に、奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成29年奈良市条例第21号)附則第5項の規定による特定の職務の級の切替えによつて生じた給料月額の変動によつて特定減額前給料月額(給料月額7割改定が行われた日の前日にその者が受けていた給料月額(以下「7割減額前給料月額」という。)より額の多いものに限る。以下同じ。)が生じた場合におけるその者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条まで及び第5条の2第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</u></p> <p>(2) <u>その者が給料月額7割改定が行われた日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続</u></p>

現行	改正案
<p>(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)</p> <p>23 略</p>	<p>期間及び7割減額前給料月額を基礎として、7割減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</p> <p>ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の7割減額前給料月額に対する割合</p> <p>イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合</p> <p>(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</p> <p>ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合</p> <p>イ 前号アに掲げる額の7割減額前給料月額に対する割合</p> <p>24 前項の規定にかかわらず、第5条の3に規定する者について、第5条から第5条の3までの規定により計算した退職手当の基本額が同項の規定により計算した退職手当の基本額よりも多いときは、その多い方の額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>25 附則第23項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる割合（同項第2号イ及び第3号イに掲げる割合を合計した割合をいう。）の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額</p> <p>(2) 60未満 特定減額前給料月額に附則第23項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割減額前給料月額に同項第3号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同項第2号イ及び第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</p> <p>(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)</p> <p>26 略</p>

現行	改正案
24 旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員であつた者で引き続き本市の職員となつたものについては、旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員となつた日に、本市の職員となつたものとみなして附則第7項から第22項までの規定を適用する。	27 旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員であつた者で引き続き本市の職員となつたものについては、旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員となつた日に、本市の職員となつたものとみなして附則第7項から第25項までの規定を適用する。

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市立保育所設置条例の一部改正（第1条による改正） 第2条の表から三笠保育園の項を削る。</p> <p>2. 奈良市立学校設置条例の一部改正（第2条による改正） 第2条の表から鳥見幼稚園の項及び二名幼稚園の項を削る。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・奈良市幼保再編計画に基づき、本市の取組として次のとおり再編するため。</p> <p>(1) 三笠保育園を民間移管し、私立保育所へ移行する。</p> <p>(2) 鳥見幼稚園及び二名幼稚園を閉園する。</p>		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	子ども未来部 子ども政策課

## 奈良市立保育所設置条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行			改正案		
(名称、位置及び保育定員)			(名称、位置及び保育定員)		
第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	保育定員	名称	位置	保育定員
三笠保育園	奈良市西之阪町5番地の1	160人	都南保育園	略	略
都南保育園	略	略	伏見保育園	略	略
伏見保育園	略	略	京西保育園	略	略
京西保育園	略	略			

奈良市立学校設置条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行			改正案		
(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
略	略	略	略	略	略
幼稚園	奈良市立済美幼稚園	略	幼稚園	奈良市立済美幼稚園	略
	奈良市立佐保幼稚園	略		奈良市立佐保幼稚園	略
	奈良市立大安寺幼稚園	略		奈良市立大安寺幼稚園	略
	奈良市立富雄北幼稚園	略		奈良市立富雄北幼稚園	略
	奈良市立鳥見幼稚園	奈良市鳥見町三丁目11番地の2			
	奈良市立二名幼稚園	奈良市二名一丁目3,722番地			
	奈良市立六条幼稚園	略		奈良市立六条幼稚園	略
	奈良市立伏見南幼稚園	略		奈良市立伏見南幼稚園	略

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）第10条による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正</li> <li>・ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱いについて（令和6年7月4日付保国発0704第1号保高発0704第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険料を納めることができないと市長が認める被保険者が、急患等として医療機関等を受診した場合において、のちに資力があることが判明したときは、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年間、保険料の徴収を猶予することができるようにする。（第20条関係）</li> <li>2. 現行の国民健康保険被保険者証が廃止となることから、被保険者証に係る規定を削る。（第26条関係）</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の法律の一部改正により、国民健康保険被保険者証が廃止となることから、所要の規定の整備を行うもの。</li> <li>・ 上記の通知により、保険料の徴収猶予の取扱いに変更が生じたため、所要の改正を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和6年12月2日、公布の日	所管部課	福祉部 国保年金課

## 奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(徴収猶予)</p> <p>第20条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月_____</p> <p>_____以内の期間を限つて徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第26条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第20条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月<u>(急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)</u>以内の期間を限つて徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第26条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽_____の届出をした場合_____においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>



## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市 <small>おんじやう</small> 音声館条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 音声館の設置及び目的について（第1条関係）          伝統的な芸能、音楽、演芸に限らず、あらゆる文化活動の振興によって、市民の文化の向上及び市の魅力発信を行うことを施設の目的とする。</p> <p>2. 音声館の事業について（第3条関係）          奈良市文化振興条例（平成19年奈良市条例第20号）並びに文化芸術基本法（平成13年法律第148号）及び劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）の趣旨を踏まえ、より柔軟に事業展開が可能となるよう、次に掲げる事業を行うこととする。</p> <p>(1) 伝統的な芸能の継承及び発展並びにその他芸術文化の振興に関すること。          (2) 生活文化の振興に関すること。          (3) 実演芸術をはじめとした文化に触れる機会の提供及び文化による交流の創出に関すること。          (4) その他音声館の設置目的を達成するために必要な事業</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音声館の設置目的として、本市の魅力創出と発信を新たに加え、幅広い用途目的で活用できるような施設とするため。</li> <li>・ 文化活動を通じて市民・団体の交流機会の創出につながるような施設とするため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和7年4月1日、公布の日	所管部課	市民部 文化振興課



## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市体育施設条例の一部を改正する条例																								
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	<p>1. 鴻ノ池陸上競技場補助競技場の使用料の額を改定する。（別表第4関係）</p> <p style="text-align: right;">陸上競技場使用料 (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">午前・午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">補助 競技 場</td> <td style="text-align: center;">独占使用</td> <td style="text-align: center;">陸上競技</td> <td style="text-align: center;">4,800 (3,000)</td> <td style="text-align: center;">6,400 (4,000)</td> <td style="text-align: center;">12,800 (8,000)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">球技等</td> <td style="text-align: center;">14,000 (1,800)</td> <td style="text-align: center;">19,000 (2,400)</td> <td style="text-align: center;">33,000 (4,800)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">個人使用（1人当たり）</td> <td style="text-align: center;">200 (150)</td> <td style="text-align: center;">250 (200)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は現行</p>	区分		午前	午後	午前・午後	補助 競技 場	独占使用	陸上競技	4,800 (3,000)	6,400 (4,000)	12,800 (8,000)		球技等	14,000 (1,800)	19,000 (2,400)	33,000 (4,800)		個人使用（1人当たり）		200 (150)	250 (200)	
区分		午前	午後	午前・午後																					
補助 競技 場	独占使用	陸上競技	4,800 (3,000)	6,400 (4,000)	12,800 (8,000)																				
		球技等	14,000 (1,800)	19,000 (2,400)	33,000 (4,800)																				
	個人使用（1人当たり）		200 (150)	250 (200)																					
3 制定改廃 の理由	<p>・ 鴻ノ池陸上競技場補助競技場のグラウンドを天然芝で舗装したことに伴い、使用料の額を改定するため。</p>																								
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民部 スポーツ振興課																						

奈良市体育施設条例 新旧対照表

現行										改正案														
別表第4（第5条関係）										別表第4（第5条関係）														
陸上競技場使用料										陸上競技場使用料														
区分				午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日		区分				午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日				
				9：00	13：00	18：00	9：00	13：00	9：00	13：00					9：00	13：00	9：00	13：00	18：00	9：00	13：00	9：00	13：00	9：00
				～	～	～	～	～	～	～					～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
				12：00	17：00	21：00	17：00	21：00	21：00							12：00	17：00	21：00	17：00	21：00	21：00			
主 競 技 場	略	略	略	円	円	円	円	円	円	略	略	略	略	円	円	円	円	円	円					
				略	略	略	略	略	略					略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略				
				略	略	略	略	略	略	略					略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
補 助 競 技 場	独占使用	陸上競技		3,000	4,000		8,000			略	略	略	略	4,800	6,400		12,800							
		球技等		1,800	2,400		4,800							14,000	19,000		33,000							
略	略	個人使用（1人当たり）		150	200					略	略	略	略	200	250									
				略	略	略	略	略	略					略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略										備考 略														

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 右京コミュニティスポーツ会館について、名称及び位置を規定する。(別表第1関係)</p> <p>(1) 名称 奈良市右京コミュニティスポーツ会館</p> <p>(2) 位置 奈良市右京四丁目11番地の1</p>
3 制定改廃の理由	<p>・旧右京小学校敷地内に、新たに右京コミュニティスポーツ会館を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うもの。</p>		
5 施行期日	規則で定める日	所管部課	市民部 スポーツ振興課

## 奈良市コミュニティスポーツ施設条例 新旧対照表

現行	改正案														
別表第1（第2条関係） <table border="1" data-bbox="159 336 1064 533"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市八条コミュニティスポーツ 広場</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市八条コミュニティスポーツ 広場	略	別表第1（第2条関係） <table border="1" data-bbox="1167 336 2072 628"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市八条コミュニティスポーツ 広場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市右京コミュニティスポーツ 会館</td> <td>奈良市右京四丁目11番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市八条コミュニティスポーツ 広場	略	奈良市右京コミュニティスポーツ 会館	奈良市右京四丁目11番地の1
名称	位置														
略	略														
奈良市八条コミュニティスポーツ 広場	略														
名称	位置														
略	略														
奈良市八条コミュニティスポーツ 広場	略														
奈良市右京コミュニティスポーツ 会館	奈良市右京四丁目11番地の1														

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、奈良市災害弔慰金等支給審査委員会を設置する。（第16条関係）</p> <p>(1) 委員会は、委員7人以内をもって組織する。</p> <p>(2) 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(3) 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の法律改正に伴い、市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされたことから、市長の附属機関として、奈良市災害弔慰金等支給審査委員会を新たに設置するため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	福祉部 福祉政策課

## 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第4章 災害援護資金の貸付け</p> <p>第12条～第15条 略</p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p>第16条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>第4章 災害援護資金の貸付け</p> <p>第12条～第15条 略</p> <p>第5章 <u>災害弔慰金等支給審査委員会</u></p> <p>第16条 <u>法第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、奈良市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>委員会は、委員7人以内をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。</u></p> <p>4 <u>委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>5 <u>前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p> <p>第6章 <u>雑則</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第17条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>



## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市火災予防条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年総務省令第25号）第1条による消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 左記の省令改正に伴い、引用条文の整理を行う。（第39条関係） 「第5条の3」を「第5条の5」に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の省令の一部改正に伴い、本市の条例で引用する条項にずれが生じたため、所要の改正を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	消防局 予防課

## 奈良市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(スプリンクラー設備に関する基準)</p> <p>第39条 次に掲げる防火対象物の部分にはスプリンクラー設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(12)項口に掲げる防火対象物の階で、主たる用途に供される部分の床面積が、地階又は無窓階（建築物の地上階のうち、規則第5条の3で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。以下同じ。）にあつては500平方メートル以上、その他の階にあつては1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(スプリンクラー設備に関する基準)</p> <p>第39条 次に掲げる防火対象物の部分にはスプリンクラー設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(12)項口に掲げる防火対象物の階で、主たる用途に供される部分の床面積が、地階又は無窓階（建築物の地上階のうち、規則第5条の5で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。以下同じ。）にあつては500平方メートル以上、その他の階にあつては1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>